

平成 2 7 年 度

武蔵村山市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

武蔵村山市監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成28年8月18日

武蔵村山市監査委員 原 田 友 義

同 波多野 健

平成27年度 武蔵村山市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の期間

平成28年8月4日から平成28年8月18日まで

2 審査の対象

- (1) 平成27年度武蔵村山市実質赤字比率
- (2) 平成27年度武蔵村山市連結実質赤字比率
- (3) 平成27年度武蔵村山市実質公債費比率
- (4) 平成27年度武蔵村山市将来負担比率
- (5) 平成27年度武蔵村山市健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して作成され、計数に誤りがないかを関係書類で検証するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されており、健全化判断比率は誤りのないものと認められた。

第2 健全化判断比率の概要

平成27年度の健全化判断比率は、下表のとおりであり、前年度と比較して、実質公債費比率は0.5ポイント減少している。

表 健全化判断比率前年度比較

区 分	平成27年度	平成26年度	増減
実質赤字比率	－ (12.89%)	－ (12.90%)	－
連結実質赤字比率	－ (17.89%)	－ (17.90%)	－
実質公債費比率	△ 0.6% (25.0%)	△ 0.1% (25.0%)	△ 0.5
将来負担比率	－ (350.0%)	－ (350.0%)	－

(注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がない場合、「－」と記載。

2 ()内は、早期健全化基準値。

平成27年度 武蔵村山市資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の期日

平成28年8月4日から平成28年8月18日まで

2 審査の対象

- (1) 平成27年度武蔵村山市下水道事業特別会計資金不足比率
- (2) 平成27年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計資金不足比率
- (3) 平成27年度武蔵村山市資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して作成され、計数に誤りがないかを関係書類で検証するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されており、資金不足比率は誤りのないものと認められた。

第2 資金不足比率の概要

平成27年度の資金不足比率は、下表のとおりであり、資金不足比率はなかった。

表 資金不足比率前年度比較

区 分	平成27年度	平成26年度	増減
下 水 道 事 業	— (20.0%)	— (20.0%)	—
都市核地区土地区画整理事業	— (20.0%)	— (20.0%)	—

(注) 1 資金不足比率がない場合、「—」と記載。

2 ()内は、経営健全化基準。